后川朱公報

平成 28 年 4 月 8 日

第 12891 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示 ○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課) ○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 (同) ○生活保護法に基づく指定介護機関の事業者の所在地等 の変更の届出 (同 2 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定介護機関の事業者の所在地等の変 2 更の届出 (同 ○社会福祉法に基づく都道府県福祉人材センターの名称 等の変更の届出 2 (同) ○救急病院となる申出の撤回 (地域医療推進室) 3 ○救急診療所となる申出の撤回 (同 3

○救急病院の認定	(司)	3
○特定計量器の定期検査の実施	(経営	含支拉	爰課)	3
○県道の区域の変更	(道路	各整值	請課)	4
○県道の供用の開始	(可)	4
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	(司)	5
公 告				
○県有財産売払入札公告	(財	政	課)	5
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告	(県目	已交流	ث課)	7
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧	公告			
	(農業	美政 第	管課)	7
○土地改良区の定款変更認可公告	(農業	美基性	と課)	9
○土地改良事業に係る換地計画認可申請を	適当と	こする	5決	
定及び縦覧公告	(同)	9
○委託業務に係る提案書の募集公告(教育	委員会	事務	务局)	9

告示

石川県告示第209号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護	事業者	居宅介護	事 業 所	指定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
チューリップ調剤株式会	富山県富山市牛島町1	チューリップ成町薬局	白山市新成四丁目213	平成28年
社	番4号	7 ユーリック 成町 架向	番地	3月17日
"	"	エー・1、プウ山海枣日	鳳珠郡能登町字宇出津	,,
"	JI	チューリップ宇出津薬局	山分2字19番3	"

石川県告示第210号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

居宅介護	事 業 者	居 宅 介 護	事 業 所	指定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
チューリップ調剤株式会	富山県富山市牛島町1	チーリップ出転表見	白山市新成四丁目213	平成28年
社	番4号	チューリップ成町薬局	番地	3月17日
"	,,	チューリップ宇出津薬局	鳳珠郡能登町字宇出津	,,
II	<u>"</u>	アユーリック于田伴楽向	山分2字19番3	"

石川県告示第211号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地等を変更した旨の届出があった。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介	護	事 業 者	居宅介	護	事 業 所	変更
名 称	名 称 主たる事務所の所在地				所 在 地	年月日
	新	加賀市作見町カ132		新	加賀市作見町カ132	
特定非営利活動法人コ	利	番地1	ヘルパーステーション	利	番地1	平成28年
スモス加賀	旧	加賀市河南町カの82	コスモス加賀	III	加賀市河南町カの82	4月1日
	П	番地の1		旧	番地の1	
JJ			ケアセンターコスモス		II	,,,
"		IJ	加賀		"	"

石川県告示第212号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地等を 変更した旨の届出があった。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介	護	事 業 者	居宅介	護	事 業 所	変更
名 称	主	たる事務所の所在地	名 称		所 在 地	年月日
	新	加賀市作見町カ132		新	加賀市作見町カ132	
特定非営利活動法人コ	利	番地1	ヘルパーステーション	利	番地1	平成28年
スモス加賀	ПП	加賀市河南町カの82	コスモス加賀	ПП	加賀市河南町カの82	4月1日
	旧	番地の1			番地の1	
a a		JJ	ケアセンターコスモス		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,
II		"	加賀		"	

石川県告示第213号

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第93条第3項の規定により、次のとおり都道府県福祉人材センターの名称及び 事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成28年4月8日

	名称		事務所の所在地	変更年月日
新	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	新	金沢市石引4丁目17番1号	亚出90年4月1日
旧	石川県福祉人材センター	旧	金沢市本多町3丁目1番10号	平成28年4月1日

石川県告示第214号

次の病院から、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する 旨の申出の撤回があった。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

	2	名	乖	尓		所 在 地	撤回年月日
加	賀	市	民	病	院	加賀市大聖寺八間道65番地	平成28年3月31日
Щ	中 温	泉 医	療セ	ン	ター	加賀市山中温泉上野町ル15番地1	"

石川県告示第215号

次の診療所から、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力す る旨の申出の撤回があった。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

	名		禾	沵		所 在 地	撤回年月日
向	ク	IJ	=	ツ	ク	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成28年3月31日

石川県告示第216号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

	ž	名			称			所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
加	賀	市	医 携	そセ	ン	タ	Ţ	加賀市作見町リ36番地	平成28年4月1日	平成31年3月31日
公	立	能	登	総	合	病	院	七尾市藤橋町ア部6番地4	JJ	JI .

石川県告示第217号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期 検査を次のとおり実施する。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事が指定する場所で実施する検査

区域	日 時	場所	
松自士の3.4 町野地区	平成28年5月17日(火)	松自士尔尼叶昭士尼	
輪島市のうち町野地区	(午後1時から午後3時まで)	輪島市役所町野支所	
輪島市のうち門前地区	平成28年5月18日 (水)	輪島市役所門前総合支所	
	(午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)		

輪島市のうち朝市通り周 辺地区	平成28年5月19日(木) (午前10時から正午まで)	お休み処よってかんけ (永井豪記念館隣)
輪島市のうち町野地区、 門前地区及び朝市通り周 辺地区を除く地区	平成28年5月19日 (木) (午後1時30分から午後3時まで) 平成28年5月20日 (金) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	輪島市役所
川北町全域	平成28年5月24日 (火) (午後1時30分から午後3時まで)	川北町役場

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく 場所で実施する検査

区 域	日 時	場所
小松市、輪島市、加賀市、		
羽咋市、能美市、川北町、	平成28年5月17日 (火) から同年12月28日 (水) まで	特定計量器の所在する場
中能登町、穴水町及び能	(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)	所
登町		

石川県告示第218号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。 なお、その関係図面は、平成28年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

10岁 40年 8万		ì	道	路		0	区	域		関係図面の
路線名	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
金 沢	羽咋郡志賀町上棚ぬ29番21地先から 羽咋郡志賀町上棚ぬ29番21地先まで				旧	112.89~149.15	71. 5	中能登土木総合事務所		
田鶴浜線					新	121. 25~154. 08	71. 5	のと里山海道維持管理課		
25 服 4 本 始	野々市市扇か	5丘161	番2地	先から			旧	11.07~ 12.00	195. 0	石川土木
窪野々市線	琴 野々市市扇が丘96番1地先まで			新	12.00~ 17.25	195. 0	総合事務所維持管理課			

石川県告示第219号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成28年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
金沢田鶴浜線	羽咋郡志賀町上棚ぬ29番21地先から 羽咋郡志賀町上棚ぬ29番21地先まで	平成 28年4月8日	中能登土木 総合事務所 のと里山海道 維持管理課
窪野々市線	野々市市扇が丘161番2地先から 野々市市扇が丘96番1地先まで	n	石川土木 総合事務所 維持管理課

南加賀土木 鶴来水島 能美郡川北町字土室戊1番5地先から IJ 総合事務所 美川線 能美郡川北町字山田先出52番地先まで 維持管理課

石川県告示第220号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備す べき道路を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

3	道路の種類	路線名	区間	指定年月日
	10 74	金沢停車場線	金沢市本町一丁目40番1地先から	亚比00年 4 日 0 日
	県 道	金 次 学 里 場 様	金沢市本町一丁目1番1地先までの上下線	平成28年4月8日

告 公

県有財産売払入札公告

次のとおり制限付一般競争入札を実施する。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する物件

物件	名称	旧紀尾井会館					
所 7	生 地	東京都	東京都千代田区麹町4丁目8番1				
		土地	千代田区麹町4丁目8番1 (宅地) 3,908.92m 敷地権割合100万分の120,061				
数	量		千代田区麹町4丁目8番66(宅地) 159.37㎡ 共有持分100万分の120,061				
奴	里	建物	専有部分(麹町クリスタルシティ西館 1 ~ 4 階) 1,519.68 m²				
			付属建物(ボイラー室 地下 2 階部分) 19.42 m²				

2 入札及び開札の日時及び場所

入札日時:平成28年5月12日(木)午前10時30分

所:東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館4階 会議室

札:入札後、即時開札

3 現地説明の日時及び場所

時:平成28年4月19日(火)午後1時30分

場 所:東京都千代田区麹町4丁目8番1

麹町クリスタルシティ西館 旧石川県紀尾井会館1階

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 平成28年4月8日現在、日本において設立登記後2年以上経過している法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であ ること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員及びその支店、営業 所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力 団員」という。) である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 国税を滞納していないこと。
- 5 入札物件の利用制限

入札案内書に示す利用上の制限(禁止用途)を設ける。

- 6 入札案内書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間

平成28年4月8日(金)から同月28日(木)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

石川県東京事務所

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階 電話番号 03-5212-9016

石川県総務部財政課

金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1256

- 7 入札参加申込みの方法
- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県東京事務所まで持参し、又は郵送しなければならない。
- (2) 受領期限

平成28年4月28日(木)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

- 8 その他
- (1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書の要否

落札者は、落札決定の日から5日以内(当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に、契約を締結しなければならない。

この契約は仮契約であり、麹町クリスタルシティ管理組合全体総会で本物件の用途変更に係る麹町クリスタルシティ管理規約の変更に関する議決が得られたこと及び石川県議会で本物件の売却に関する議決が得られたことにより効力を生ずる。これら停止条件の不成就に関し、石川県はいかなる責任も負わない。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(6) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約の効力の発生の日から起算して30日以内)までに納入すること。

(7) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(8) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(9) 問合せ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階

石川県東京事務所 電話番号 03-5212-9016

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県総務部財政課 電話番号 076-225-1256

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申 請があった。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日 平成28年3月17日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 がんとむきあう会
- 3 代表者の氏名

西村 元一

- 4 主たる事務所の所在地 金沢市高岡町12番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、「がんと向き合いながらも病人ではなく、その人らしくいることができる場」を創設し、提供・支 援することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理 機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意 見書を提出することができる。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	任用袋の乳ウ炊き並はフム地	
氏名又は名称	住所	賃借権の設定等を受ける土地
中川 功市	能美市下清水町イ8	能美市下清水町22ほか3筆
石浦 義守	能美市牛島町口261	能美市牛島町口16-1ほか19筆
村野 昭二	白山市荒屋柏野町33-1	白山市荒屋柏野町1190ほか2筆
有限会社 北井農産	白山市上柏野町7	白山市荒屋柏野町1246ほか4筆
紺多 英夫	白山市末正町エ10	白山市水島町1299
株式会社 あぐり一石	白山市福新町121	白山市水島町1413-1ほか2筆
矢木 又二	白山市北安田町5200	白山市北安田町68ほか9筆
有限会社 安井ファーム	白山市七郎町15	白山市北安田町953-1ほか5筆
農事組合法人 大浦豊栄農園	金沢市大浦町ホ53	金沢市松寺町子49ほか45筆
農事組合法人 ファーム東蚊爪	金沢市東蚊爪チ174-2	金沢市東蚊爪ハ28ほか19筆
有限会社 美園川ライス	金沢市才田町は118	金沢市才田町西33ほか1筆
小林 正治	金沢市八田町東324	金沢市大場町東1661ほか3筆
奥村 明義	金沢市疋田1-175	金沢市福久町ワ18-1ほか11筆
農事組合法人 湖南ファーム	金沢市八田町東40	金沢市八田町中222ほか17筆
橋本 一吉	金沢市打木町西108	金沢市打木町西332
南 幸雄	金沢市大浦町へ230	金沢市大浦町へ272-2ほか7筆
南 省造	金沢市大浦町へ26	金沢市千田町イ32-1ほか13筆

林 義行	金沢市神谷内町ト14-1	金沢市北森本町イ125ほか8筆
下野 潔	金沢市大浦町へ209-1	金沢市大浦町リ7-1ほか6筆
岡本 大作	金沢市田上町レ57	金沢市中山町ハ186-1ほか6筆
米崎 吉久	金沢市東蚊爪チ86-2	金沢市東蚊爪300ほか1筆
荒木田 利信	金沢市八田町東348	金沢市八田町東3054ほか6筆
舘田 光一	金沢市大浦町へ196	金沢市大浦町ニ26-1ほか4筆
砂山 和明	金沢市東蚊爪チ63	金沢市東蚊爪へ204ほか9筆
宮本 一雄	金沢市大河端町東113	金沢市大河端町西255ほか1筆
岡山 哲章	金沢市八田町中425	金沢市百坂町イ69-1ほか1筆
中村 英雄	金沢市正部町ネ37-1	金沢市下涌波町新60ほか2筆
柏木 哲也	金沢市大場町東908	金沢市忠縄町134ほか6筆
宮川 美智夫	金沢市蚊爪町口6	金沢市蚊爪町は34ほか11筆
株式会社 北ファーム	金沢市宮保町イ4	金沢市高柳町10の24ほか62筆
北野 良夫	金沢市千木町ヲ91	金沢市千木町口36-1ほか1筆
中田 豊	金沢市千木町ヲ40	金沢市千木町ホ20ほか1筆
吉村 忍	金沢市千木町ル3-1	金沢市千木町へ70-1
有限会社 かわに	金沢市粟崎町ホ92-3	金沢市五郎島町ハ21-2ほか8筆
安原 誠	金沢市打木町西89	金沢市打木町東1551
有限会社 あさひ	白山市宮永町73	金沢市打木町東1631ほか4筆
農事組合法人 末廣農産	かほく市上山田ソ75	かほく市内日角12-6
高田 弘之	かほく市森ル35-1	かほく市森カ91ほか1筆
寺井 昭夫	かほく市若緑タ8	かほく市若緑新5ほか2筆
前多 義晴	かほく市長柄町ム18	かほく市長柄町21ほか4筆
瀬戸 外昭	かほく市若緑250	かほく市高松36
渡辺 恒一	かほく市狩鹿野ト49-1	かほく市狩鹿野弐90
米田 弘三	かほく市狩鹿野ニ11	かほく市狩鹿野参24
松本 吉雄	かほく市狩鹿野ニ31	かほく市狩鹿野参35
荒木 二郎	かほく市狩鹿野ト95-1	かほく市狩鹿野ト30-2ほか3筆
村松 稔	かほく市狩鹿野ニ30-1	かほく市箕打新19
農事組合法人 鉢伏営農組合	かほく市鉢伏ト70	かほく市谷と59-1ほか2筆
上島農園 株式会社	羽咋郡宝達志水町今浜タ76	羽咋郡宝達志水町今浜地100ほか79筆
中村 辰生	羽咋郡宝達志水町小川ハ43	羽咋郡宝達志水町今浜ム11ほか81筆
山崎 栄治	羽咋郡宝達志水町小川ハ17	羽咋郡宝達志水町今浜ム49ほか21筆
越後 憲明	羽咋郡宝達志水町今浜ヲ53	羽咋郡宝達志水町今浜ム55ほか93筆
合同会社 菜夢来	羽咋郡志賀町米町夕28-1	羽咋郡志賀町倉垣西山開46-1ほか72筆
農事組合法人 とくだ	羽咋郡志賀町徳田乙31	羽咋郡志賀町徳田新168ほか18筆
間田 幹雄	羽咋郡志賀町尊保2-7	羽咋郡志賀町尊保サ4ほか5筆
谷口 和喜夫	羽咋郡志賀町尊保8-116	羽咋郡志賀町尊保サ85ほか3筆
三田 俊雄	羽咋郡志賀町尊保2-35	羽咋郡志賀町尊保サ44ほか2筆
山 弘明	羽咋郡志賀町尊保2-119	羽咋郡志賀町尊保サ89
多寿 克己	羽咋郡志賀町尊保2-36	羽咋郡志賀町尊保サ17-1ほか1筆
戸野 秀信	羽咋郡志賀町尊保 3 -228	羽咋郡志賀町尊保サ67ほか4筆
喜佐 俊信	羽咋郡志賀町尊保2-146	羽咋郡志賀町尊保サ19ほか2筆
	羽咋郡志賀町尊保9-72	羽咋郡志賀町尊保ヒ13ほか9筆
高利充	七尾市能登島百万石町27-3	七尾市能登島南町8
野田 良蔵	七尾市中島町奥吉田リ23	七尾市中島町奥吉田12-56
松中 功裕	七尾市中島町奥吉田リ23・28-50	七尾市中島町河崎1-35

岡崎 康	七尾市中島町河崎ト9-2	七尾市中島町河崎1-40ほか3筆
粟蔵水稲 株式会社	輪島市町野町粟蔵白山田32	輪島市町野町大川3番ほか10筆
前野 昇	輪島市町野町徳成卜部80番地	輪島市町野町広江3字25番1ほか6筆
農事組合法人 日向浦ファーム	輪島市門前町黒岩ハの39番地	輪島市門前町馬場え12番ほか4筆
万年 数男	鳳珠郡穴水町字曽山ラの56	鳳珠郡穴水町中居い32番ほか6筆
井田 裕二	珠洲市三崎町粟津夕部65	珠洲市三崎町粟津12部3番
皆口 英樹	珠洲市正院町岡田10-1-1	珠洲市正院町飯塚19部29番ほか10筆
浦野 孝光	珠洲市若山町吉ヶ池10部50番地5	珠洲市若山町吉ヶ池10字58番ほか4筆
田畠 信男	珠洲市若山町吉ヶ池13部31番1地	珠洲市若山町吉ヶ池9字13番ほか5筆
田畑 稔	珠洲市若山町吉ヶ池15の12	珠洲市若山町吉ヶ池13字22番ほか22筆
農事組合法人 きずな	珠洲市野々江町テの部33番地	珠洲市野々江町の部115番1ほか149筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成28年4月8日から同月21日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改	女良区の名称	認可年月日
宝達志水	: 町 土 地 改 良 区	平成 28 年 4 月 1 日

土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る換地計画の認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成28年4月11日から同年5月13日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
輪島市土地改良区	高 番 取 地 区	換地計画書の写し	輪島市役所

委託業務に係る提案書の募集公告

次のとおり提案書の提出を募集する。

平成28年4月8日

- 1 業務概要
- (1) 業務名

東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致情報発信サイト作成事業業務委託

(2) 業務内容

東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致情報発信サイト作成に関する業務

(3) 履行期限

平成28年8月31日

2 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成28年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (4) 石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 本プロポーザルの手続きに関する事項
- (1) プロポーザル実施要領等の配布

ア 配布する期間

平成28年4月8日 (金) から同月28日 (木) まで

イ 配布する方法

次の石川県教育委員会事務局スポーツ健康課ホームページよりダウンロードすること。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/sports-kenko/index.html

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

平成28年4月8日(金)から同月21日(木)午後5時までに石川県教育委員会事務局スポーツ健康課にFAX(076-225-1854)により提出すること。

イ 回答方法

FAXにより回答する。

なお、質問及び回答の内容を、平成28年4月8日(金)から同月28日(木)までの間、次の石川県教育委員会事務局スポーツ健康課ホームページに掲載する。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/sports-kenko/index.html

- 4 参加の申込みに関する事項
- (1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込書に企業概要を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

平成28年4月15日(金)午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局スポーツ健康課庶務グループ

- 5 提案書の提出に関する事項
- (1) 提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、実施要領に定める提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出する こと。

(2) 提出期限

平成28年4月28日 (木) 午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局スポーツ健康課庶務グループ

- 6 その他
- (1) 詳細は、プロポーザル実施要領による。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、本プロポーザルに参加できない。
- (3) 委託候補者の選定にあたっては、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致情報発信サイト作成事業業 務プロポーザル審査委員会において、提案書の内容等を審査し、最も優れた提案をした者を委託候補者として選 定する。
- 7 問合せ先

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局スポーツ健康課東京オリンピック・パラリンピック担当

電話番号 076-225-1852

F A X 076-225-1854

(1箇月2,350円送料とも)